

- 特集 1 食料・農業・農村基本法改正に関する動向
- 特集 2 男女共同参画の更なる推進へ
- トピックス 国営土地改良事業地区調査「南紀用水二期地区」
- トピックス 令和5年度の大迫ダムにおける洪水管理
- トピックス 国営施設応急対策事業「五条吉野地区」



6月豪雨後のMAFF-SATによる
和歌山県内ため池被災調査

— 目 次 —

特集1 食料・農業・農村基本法改正に関する動向	1
特集2 男女共同参画の更なる推進へ	3
事務所トピックス 国営土地改良事業地区調査「南紀用水二期地区」	4
事務所トピックス 令和5年度の大迫ダムにおける洪水管理	5
事務所トピックス 国営施設応急対策事業「五条吉野地区」 事業実施内容の紹介	7
事業完了報告会の開催	9

はじめに

本誌では、当事務所からのトピックスとして令和5年8月の台風7号における大迫ダムでの洪水管理対応のほか、令和6年度より全体実施計画を実施予定の「南紀用水二期地区」、令和5年度に事業完了となる国営施設応急対策事業「五条吉野地区」の事業完了報告会及び事業実施内容について紹介します。

また、特集記事として、食料・農業・農村基本法改正に関する動向及び土地改良区等における男女共同参画の更なる推進に関する内容について掲載しておりますので、多くの方に関心を持って頂けると幸いです。

◆事務所概要

○沿革

当事務所は、十津川紀の川総合開発事業の一環である、国営十津川紀の川土地改良事業で建設した大迫ダム、津風呂ダム及び下淵頭首工の基幹水利施設を直轄管理するため、昭和58年2月に十津川紀の川農業水利施設管理事務所として発足しました。

その後、平成元年5月に南近畿土地改良調査管理事務所として再編・統合し、現在に至っています。

S25:「十津川紀の川総合開発事業協定書」締結
・・・通称「プルニエ協定」

S27: 十津川紀の川土地改良事業 確定

S29: 津風呂ダム 着工(S36完成)

S38: 大迫ダム 着工(S47完成)

S47: 下淵頭首工 着工(S49完成)

S53: 暫定直轄管理 開始

S58: 十津川紀の川農業水利施設管理事務所 開所

H元: 南近畿土地改良調査管理事務所 再編
(直轄管理部門に調査計画部門を拡充)

H20: 保全技術課 設置(現在 保全計画課)

H22: 企画課 設置

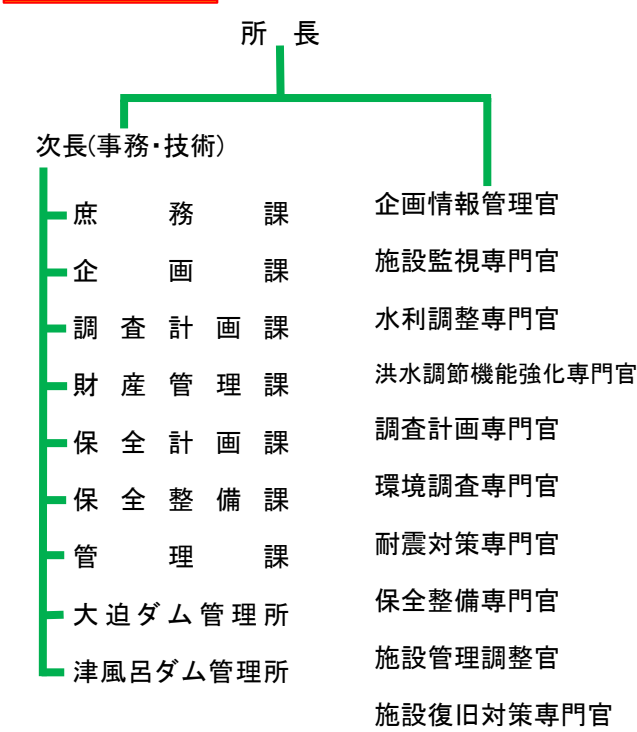
H23: 保全整備課 設置

H28: 南紀用水支所 設置(R2.3閉所)

R03: 財産管理課 設置

○組織体系

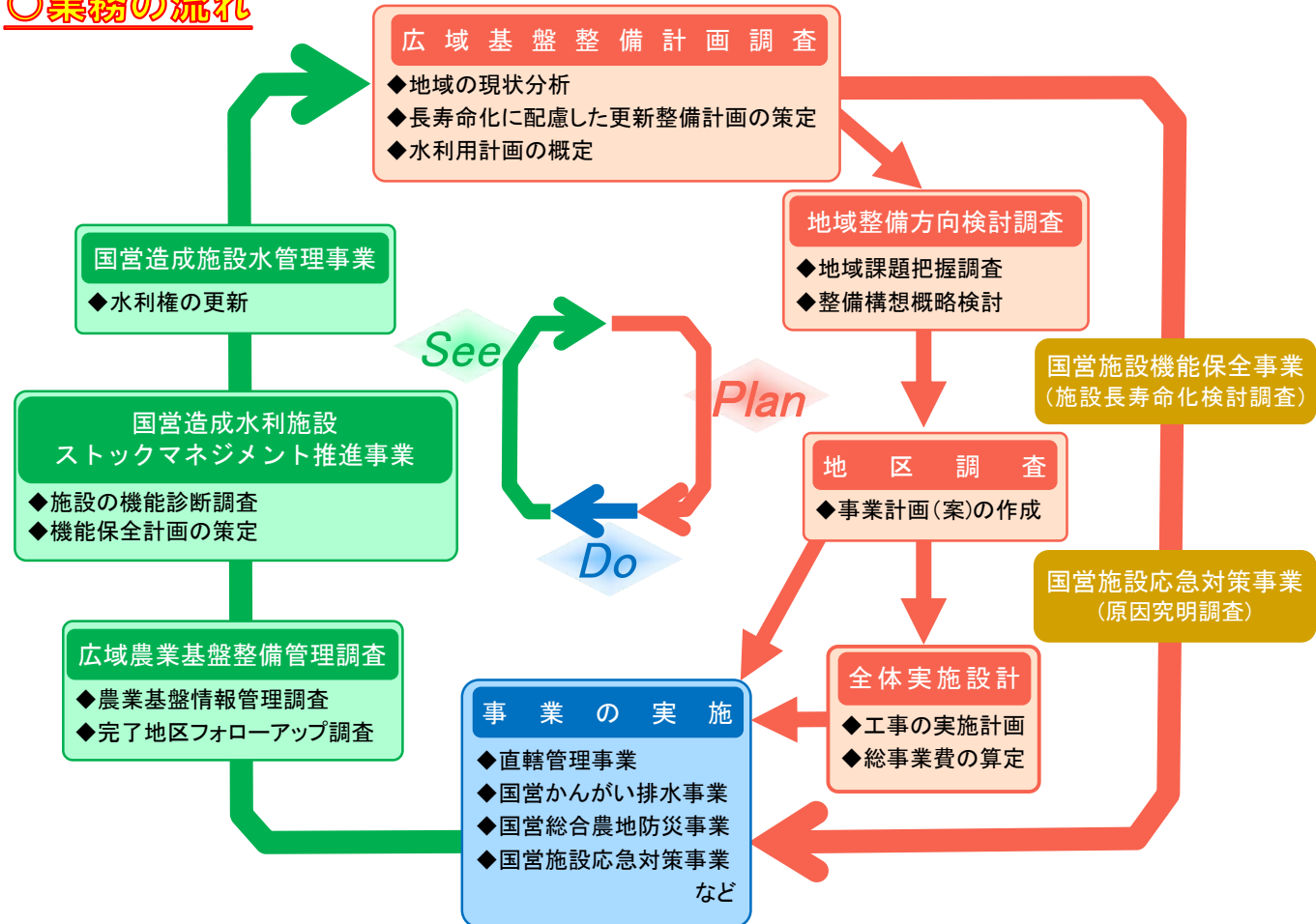
令和6年3月末時点



○管轄

奈良県(淀川水系を除く)及び和歌山県全域

○業務の流れ



◆業務の詳細

○調査計画

我が国における食料生産力の確保などを図るためには、食料供給の中核的な役割を果たしている大規模かつ優良な農業地域を将来にわたって適切に維持・存続させ、地域の有する食料供給能力を最大限に発揮させていくことが必要となります。そのためには、食料生産基盤となる基幹的農業水利施設を計画的かつ機動的に整備・更新していくことが重要です。これらのことから、当事務所では、管内における土地改良事業を計画的かつ円滑に実施するために必要となる調査計画・全体実施設計などを行っています。

○管内の国営造成施設に関する情報管理／管内農地・水情報の体系的整備

○土地改良区等の水利使用監督業務の強化、多様化する水利用への対応

○広域基盤整備計画調査

○広域農業基盤整備管理調査(農業基盤情報管理調査、完了地区フォローアップ調査等)、事後評価

○広域基盤地域における農地・水・環境保全活動

○地域整備方向検討調査

○地区調査

○全体実施設計



○保全管理

膨大な農業水利施設の機能を適切かつ効率的に発揮させるため、①施設管理者による日常管理(点検・補修)、②施設造成者による定期的な機能診断、③診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工の比較検討、機能保全計画の策定、④施設監視計画に基づく施設監視、⑤機能保全計画及び監視結果を踏まえた関係機関等における情報共有と対策の実施、⑥調査・検討の結果や対策工事に係るデータの蓄積等を段階的・継続的に実施する「ストックマネジメント」の取組みを実施し、的確なリスク管理を行いつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を進めていくことが重要です。これらのことから、当事務所では国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設を対象にストックマネジメントを行っています。

○国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業による機能診断及び耐震診断の実施や施設管理者への指導・助言、現地での実践を通じたストックマネジメント技術の確立

○国営施設応急対策事業による長寿命化計画の策定及び機能保全対策の実施

○農業水利ストックデータベースによる施設の設計情報、管理情報等の情報管理

○直轄管理

大和平野及び紀伊平野への農業用水等の安定的な送水かつ効率的な水利用を行うと共に、高度な公共性を有し、その管理に当たり特別の技術的配慮や複数の利害者との調整が必要であることから、国自らが大迫ダム、津風呂ダム及び下淵頭首工の施設操作・管理等を行っています。

【利水管理】 農業用水(大和平野、紀伊平野の11土地改良区)、上水道(奈良県)に必要な水量を安定的に送水するため、気象・水文・各諸量データ等の把握・分析を行い、奈良・和歌山両県、他種利水者等の利水調整を実施しています。

【洪水管理】 両ダムでは、気象情報を基に大雨が見込まれるときに流入量を予測し、洪水を安全に流下させるため、洪水吐ゲートから放流を行います。こうした放流直前には、ダム下流河川への入川者や住民の安全のためにサイレンや警報車による警報活動を実施するとともに、河川管理者をはじめ県・市町村・警察等へも通報・通知して、安全確保に努めています。

【維持管理】 直轄管理事業で管理する施設は、操作等に支障が出ないように定期的なメンテナンスが必要です。機械設備、電気設備、通信設備及び観測機器等の点検を定期的の実施し、不具合の早期発見、必要となる整備及び補修を実施しています。貯水池内の流木、浮遊物等はダムの操作に支障を与えるおそれがあり、また、取水口に詰まるゴミ等は、取水への影響、貯水池の富栄養化の原因にもなるため、ダム管理所及び管理課では、随時、清掃活動を実施しています。

特集1 食料・農業・農村基本法改正に関する動向

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。(1)食料の安定供給の確保、(2)農業の有する多面的機能の発揮、(3)農業の持続的な発展と(4)その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。このため現在、基本法を検証し、見直しに向けた議論が行われています。

食料安全保障の強化	平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け	・食料安全保障強化政策大綱の改訂(令和5年12月) ✓ 麦、大豆、飼料作物等の生産拡大、米粉の利用拡大、加工・業務用に対応した品種・機械等の活用 ✓ スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全 ✓ 適正取引を推進する仕組みづくりに向けたコスト等に関する調査・検証、食品ロスの削減の取組促進等 ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し(令和7年に次期基本計画策定) ✓ 食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み(PDCAを回す仕組み)への転換 ✓ 堆肥・下水汚泥資源等の利用拡大、麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作付面積拡大に向けた新たな目標の設定 ✓ 米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進める観点から、将来にわたり安定運営できる水田政策の在り方を検討 ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設(令和6年通常国会提出を視野) ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し(令和6年通常国会提出を視野) ✓ 農地の総量確保と適正利用に係る措置の強化(農用地区域(ゾーニング)の変更に係る国の関与の強化等) ✓ 農地所有適格法人の経営基盤の強化(食品事業者等と連携する場合の資金調達円滑化等) ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備(令和6年通常国会提出を視野) ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進(令和5年度に協議会を設置し、検討を継続) ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)(令和6年通常国会提出を視野) 等	令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料
スマート農業	本格的な人口減少に対応した施策の強化	・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設(令和6年通常国会提出を視野) ✓ スタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化 ✓ スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式の転換 ✓ 税制・金融によるスマート技術を活用するサービス事業者等に対する後押し ・農業インフラの適切な保全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し(令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野) 等	
農林水産物・食品の輸出促進	国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け	・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援(令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地(仮称)」を50程度選定) ・品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進(令和6年度中に10カ国・地域16都市(現在8カ国・地域13都市)への輸出支援プラットフォームの設置を目標) ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用(育成者権管理機関の取組の推進等) 等	
農林水産業のグリーン化	環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け	・クロスコンプライアンスの導入(補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化)(令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施) ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し(令和7年度に見直し、令和9年度を目標にみどり法に基づく仕組みに移行)等	

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料

食料安全保障の抜本的な強化

- ① 食料安全保障を柱として位置付け
- ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理
- ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け
- ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに行う国内の農業生産の増大が基本
- ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け
- ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する 輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ 生産から消費までの関係者の連携促進(「食料システム」という新たな概念の位置付け)
- ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け(同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等)
- ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化
- ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け
- ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に 関する施策を新たに位置付け
- ※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の追加など必要な見直しを行う。

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
- ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
- ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等
- 人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持
- ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化
- ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに 地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け
- ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化
- ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる!「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
- ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならなくなる中で、サービス事業者の育成・確保を位置付け
- ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化
- ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の 整備に加え、保全等も位置付け
- ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化
- ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
- ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
- ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表
〔農業農村整備に係る主な部分を抜粋〕

令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料を一部加工

3 農業の持続的な発展

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
(4)農業生産基盤の整備・保全	＜スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備＞		
	・スマート技術等の活用に資する大区画化、デジタル基盤の整備等による農地の集積・集約化 ・需要に応じた生産を促進する水田の汎用化・畑地化	・生産性向上の観点から、スマート技術等の導入に向け、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備 資料4 p1～5、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信基盤の整備等を推進 ・需要に応じた生産に向け、水田の汎用化・畑地化、畑地の整備を推進	
	＜農業生産の基盤の安全管理＞		
	(基幹施設) ・省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等の推進 ・施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みの構築	・施設の集約・再編、ICT等新技術導入、省エネ化等を推進 ・管理水準向上のため、土地改良区に対する技術的支援を推進	
	・計画的に更新整備事業を実施するため、国等による発意での事業実施も可能とする方向で、土地改良法における手続きの在り方を検討 資料4 p7 ・土地改良区の運営基盤の強化に向けた関係機関による議論・取組の進め方を土地改良法に規定する方向で検討 資料4 p8		
	(末端施設) ・開水路の管路化、畦畔拉幅、法面被覆等の推進 ・共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築	・管理作業の省力化に資する整備を推進 資料4 p1～5 ・多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】	
	地域における農業水利施設等の安全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を、土地改良法に規定する方向で検討 資料4 p9		
	＜防災・減災、国土強靱化＞		
	・防災・減災、国土強靱化の着実な推進 ・再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組の推進	防災重点農業用ため池について、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化	
	・将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、排水に係る基準等の見直しを検討 ・受益者からの申請等がなく実施できる土地改良法の「急務事業」において、施設の新設や被災後の改良復旧の円滑な実施を可能とするともに、防災事業の目的(対策)を拡充する方向で検討 資料4 p10		
	土地改良法改正について、7年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める	次期土地改良長期計画(8～12年度)の検討・策定	土地改良事業の計画的な実施

6 多面的機能の発揮

令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
多面的機能の 発揮	＜中山間地域等直接支払＞		
	農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みの構築	※次期対策開始(令和7年度～)	
		〔多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進〕	
	＜多面的機能支払交付金＞		
	活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築	※次期対策開始(令和7年度～)	
	〔事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討〕	〔多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】〕	
	＜多面的機能支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金＞		
	先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みの構築	※次期対策開始(令和7年度～)	
		〔①環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入(7年度)〕	
			〔②その上で、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(9年度目標)〕
	【再掲】		

特集2 男女共同参画社会の更なる推進へ

令和7年度
までに

土地改良団体における
女性参画を進めましょう！

令和7年度:「土地改良区の女性理事の割合10%以上」
「女性理事が登用されていない土地改良区ゼロ」
をスローガンに、女性理事登用を早期に実現しましょう。

※土地改良区連合を含みます。

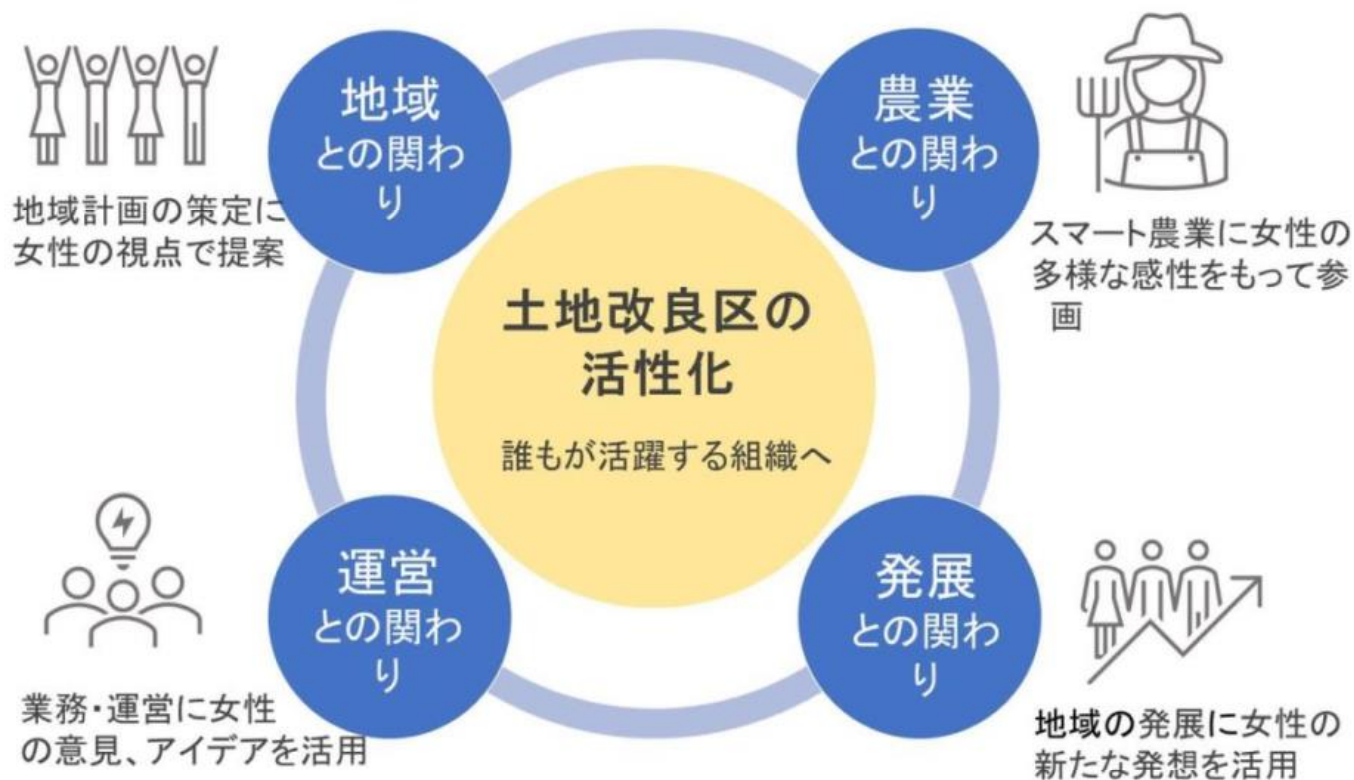
近畿農政局は、女性の視点・感性などに着目し、土地改良区等の業務・運営面での
“女性が活躍できる環境づくり”と“女性同士の交流及びつながりの強化”に取り組めます。

員内理事の登用が難しい場合

員外理事制度
も活用できます！

- ▶ 組合員のご家族
- ▶ 農業委員、JA役員、自治会役員など
- ▶ 行政の審議会等の委員
- ▶ 多面的機能支払交付金の活動を主導する方
- ▶ 経理、会計、6次産業、広報等に詳しい方

女性理事登用でこんなことが期待されます



土地改良区の女性理事登用の取組については、近畿農政局も参画している各府県の土地改良区運営基盤強化協議会が支援しています。

【問い合わせ先】
近畿農政局 農村振興部 土地改良管理課 団体指導・資金係(電話:075-414-9019)

事務所トピックス 国営土地改良事業地区調査「南紀用水二期地区」

1.地区の概要

本地区は和歌山県の中央部に位置し、田辺市及び日高郡みなべ町にまたがる約1,439haの農業地帯で、前歴事業である南紀用水土地改良事業(昭和48年度～平成7年度)により、樹園地への畑地かんがいと、水田への用水の安定供給を図るため、島ノ瀬ダムをはじめとする農業水利施設を造成しました。関係市町は全国の梅出荷量の6割を生産する国内一の梅産地で、栽培面積の8割は梅干し用最高級品種である「南高梅」であり、高収益農業経営が展開されています。

ウバメガシの薪炭林やそこに生息するニホンミツバチを活用し、400年にわたり高品質な梅を持続的に生産してきたことについて、平成27年12月に「みなべ・田辺の梅システム」として、世界農業遺産に登録されています。

また、施設を管理する南紀用水土地改良区は、維持管理費の軽減を図るため、小水力発電や、太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入も積極的に取り組んでいます。

2.地区の課題と対応

前歴事業完了から約30年以上経過し、本地区の基幹的な農業水利施設は老朽化が進行してきました。

また、主要水源である島ノ瀬ダムでは、平成23年紀伊半島大水害時の流域内斜面土砂崩壊による堆砂の急速な進行、営農状況の変化に伴う水需要の変化、地区外の隣接樹園地からの水源確保の要望など、様々な課題が出てきました。

当事務所では、これら地区課題を一体的かつ総合的に解消するため、次期事業の事業計画の検討や事業費の精査を進めており、令和6年度からは全体実施設計に着手します。



【調査地区概要】

- 1) 関係市町
和歌山県田辺市、日高郡みなべ町
- 2) 関係土地改良区
南紀用水土地改良区
- 4) 調査期間
地区調査: 令和元年度～5年度
全体実施設計: 令和6年度～8年度(予定)
- 5) 整備構想

ダム(改修)	1箇所
頭首工(改修)	1箇所
用水路(新設・改修)	9.3km
揚水機(改修)	4箇所
水管理施設(改修)	一式

概要図



事務所トピックス
令和5年度の大迫ダムにおける洪水管理

今年度は、台風等の影響により、大迫ダムで3回、津風呂ダムで2回、洪水吐からの放流を行いました。

このうち大迫ダムにおいて、最大流入量が過去3番目に多かった8月14日からの台風7号による洪水時放流について紹介いたします。

(台風7号の概要)

小笠原諸島近海から北西に進んだ台風7号は、13日午後には北緯30度線より北の領域に入り、さらに北西に進んだ。14日は紀伊半島の南沖合を進み、夜には紀伊半島に接近し、15日5時頃に潮岬付近に上陸した。その後、ゆっくりとした速度で北上し近畿地方を縦断した。16日に日本海に北上し、近畿地方から遠ざかった。



図1.台風7号の進路図

大迫ダム流域では、14日明け方から雨が降り出し、14日午後には時折10mm/h以上の雨脚の強まりがあった。台風が紀伊半島に接近・通過した14日夜遅くから15日朝にかけてはさらに雨脚が強まり、15日4～7時の時間雨量は50mm/h以上の非常に激しい雨が続いた。累計雨量は大迫ダム流域平均で583mm(時間最大69mm)だった。

今回の台風7号では、上空南東風による非常に暖かく湿った空気の流入と、台風のもっとも接近による非常に強い南東風により、雨雲の発達が顕著になったと考えられる。

表1.過去の大迫ダム放流実績の最大放流量上位5位

降雨期間	最大放流量(m³/s)	期間連続雨量(mm)	
		流域平均	
H6/9/27 ~ H6/9/30	1973.1	917	
H2/9/14 ~ H2/9/22	1884.7	1055	
R5/8/13 ~ R5/8/15	1580.9	583	
H9/7/25 ~ H9/7/27	1428.72	815	
S57/7/31 ~ S57/8/2	1363.7	756	

(台風7号の影響による管理体制)

大迫ダムから洪水吐放流を行う場合、警報車3台による職員7名とダム管理員(外注)2名の9名の人員で警報活動を行う。

今回は、お盆の時期と重なることもあり、通常よりも早い段階(8/9)から警報活動配車計画を立て、対応した。

放流決定の判断は、未だ雨の降り始めであったが、今後、相当の降雨が見込まれることから、14日11:00に行い、警報係は事務所から大迫ダム管理所へ向い、放流開始まで待機することとした。

放流は14日17:30から行い、15日6:33に最大流入量1,661.43m³/sを記録した。

洪水吐ゲートからの放流は、16日18:00まで続き、ダム管理所職員4名でゲート操作・監視を行った。

今後も常に気象、水象の状況に注意し、洪水等の出水にかかる情報を収集し、安全なダム管理に努めていく。

表2.令和5年8月14日～17日 台風7号に伴う大迫ダム放流ハイドログラフ

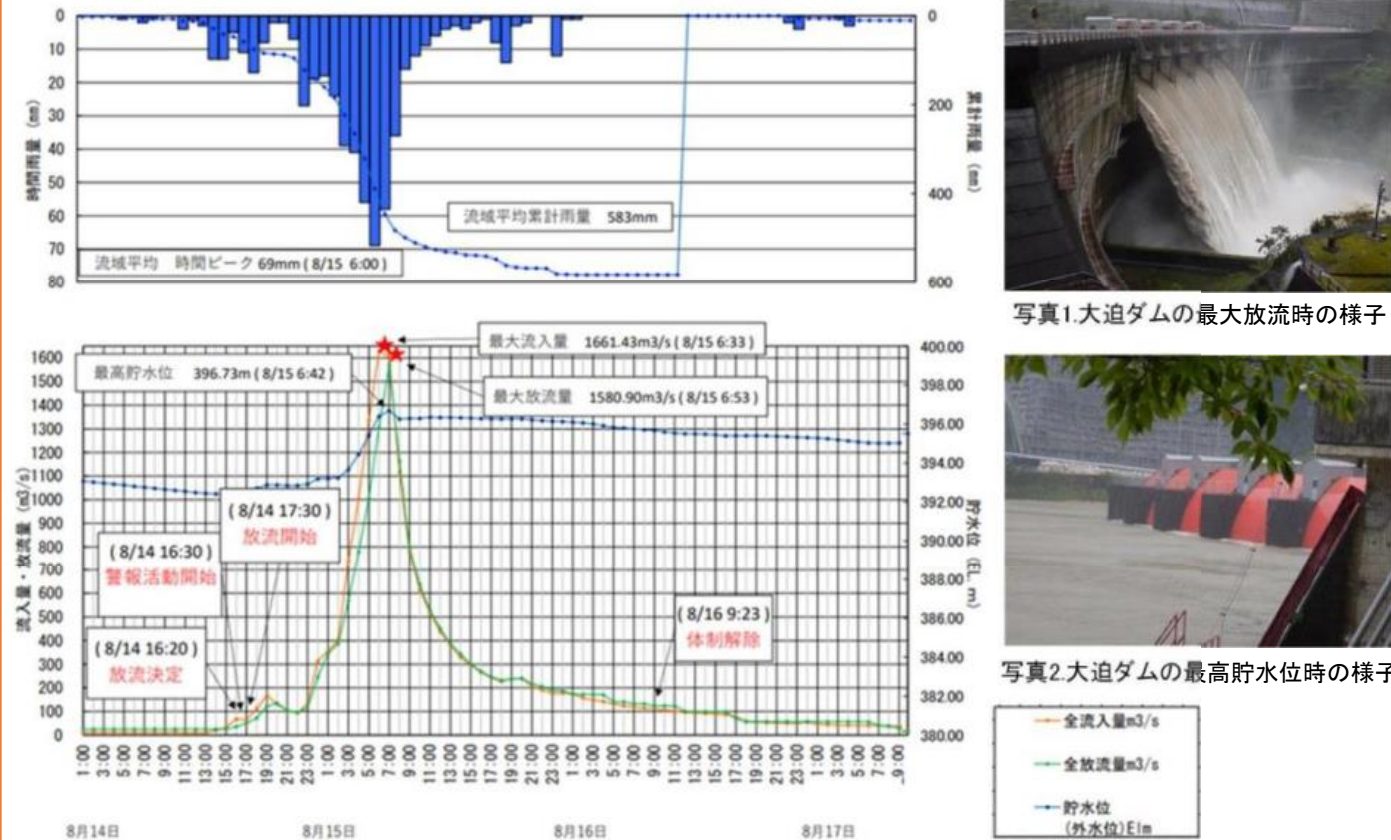


写真1.大迫ダムの最大放流時の様子



写真2.大迫ダムの最高貯水位時の様子

令和5年度洪水吐からの放流実績一覧
(大迫ダム)

洪水放流期間	ダム流域平均雨量(mm)※	洪水吐放流開始	最大放流量(m³/s)
6/2～6/3	355	6/2 13:30	305.98
8/9～8/10	713	8/9 11:00	201.24
8/14～8/16	583	8/14 17:30	1580.90

(津風呂ダム)

洪水放流期間	ダム流域平均雨量(mm)※	洪水吐放流開始	最大放流量(m³/s)
6/2～6/3	230	6/2 11:00	102.12
8/14～8/16	188	8/14 19:30	55.63

事務所トピックス

国営施設応急対策事業「五条吉野地区」の完了について

五条吉野地区は柿を主要とする果樹専作の受益面積1,593haを有する農業地帯です。

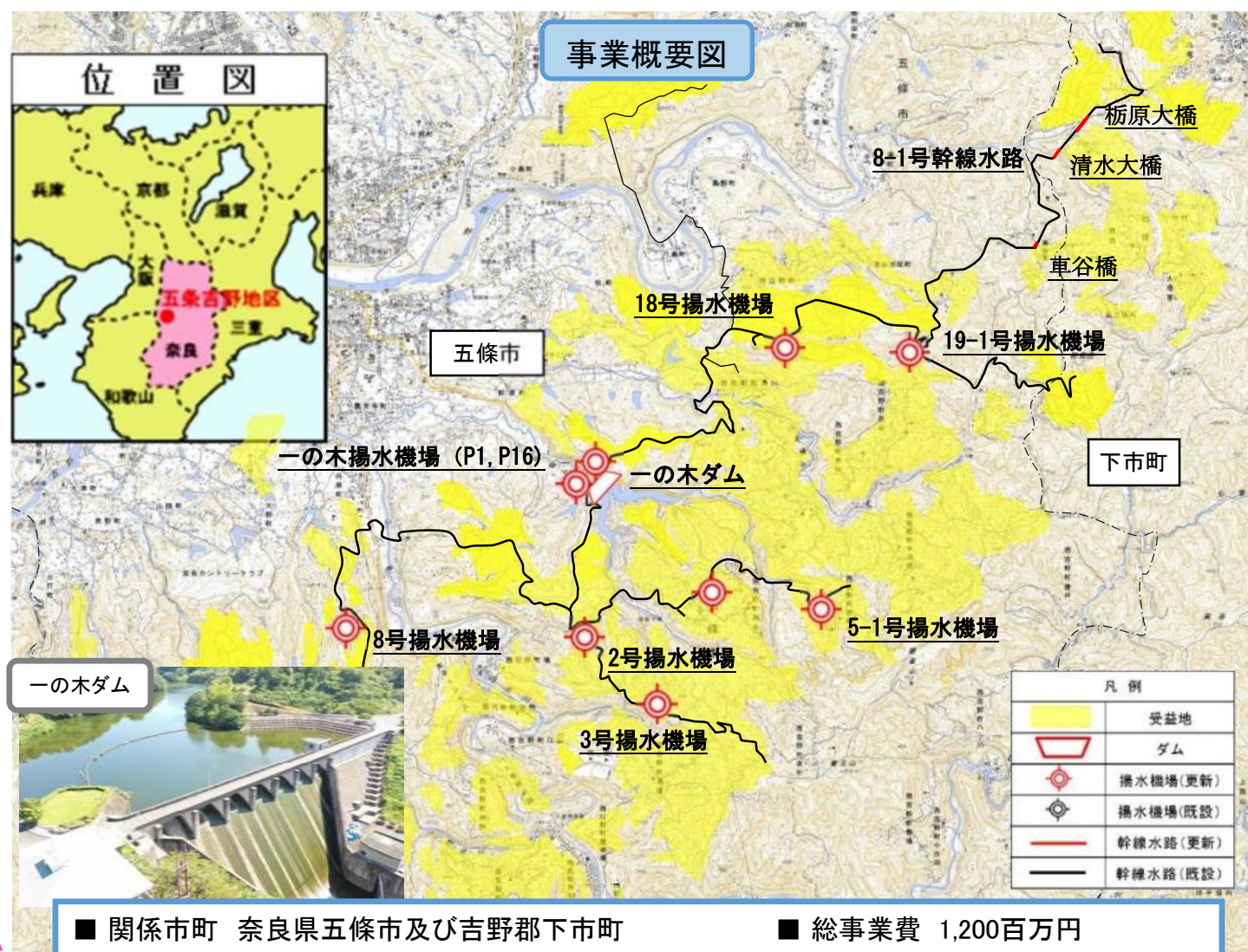
本地区の基幹的な農業水利施設は、国営五条吉野土地改良事業(昭和49年度～平成13年度)により造成され、造成から約20年経過し、施設の劣化により、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、令和元年度から令和5年度の5ヶ年をかけて国営五条吉野土地改良事業(国営施設応急対策事業)を実施しました。

幹線水路は漏水が頻発していた橋梁添架管(鋼管)を腐食に強いアラミド外装ポリエチレン管に更新しました。

ダム関連設備及び、揚水機場内の電気設備は更新することにより、突発的な故障に対する信頼性を回復させることができました。

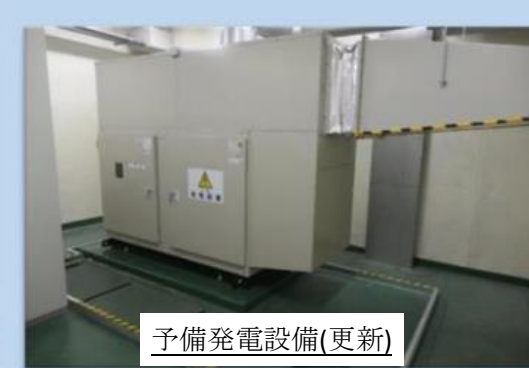
揚水機場内のポンプ設備は、経年劣化や摩耗した部品を分解整備・更新することにより、吐出量の安定や故障に対する信頼性を回復することができました。

これらの対策によって施設の機能保全・機能回復がなされたことにより、農業用水の安定供給を継続していくとともに施設の維持管理コストの低減が図られ、農業及び農業経営の安定に貢献します。



○改修した施設の紹介

ダム関連設備



操作盤や予備発電設備を更新することで、突発的な故障に対する信頼性が回復しました。

揚水機場



ポンプの分解整備、附帯設備の更新を行うことで、ポンプの性能が回復しました。
電気設備(操作盤や受電盤等)を更新することで、突発的な故障に対する信頼性が回復しました。

幹線水路



腐食に強いアラミド外装ポリエチレン管に更新することで、漏水に対する信頼性が回復しました。

○国営施設応急対策事業「五条吉野地区」事業完了報告会 の開催

農林水産省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所は令和6年1月31日に五條市役所大会議室において『国営施設応急対策事業「五条吉野地区」事業完了報告会』を開催しました。本事業の実施及び推進にご尽力いただいた奈良県、五條市、下市町、奈良県土地改良事業団体連合会、五条吉野土地改良区、近畿農政局の関係者約50名が出席し、近畿農政局農村振興部 植田部長より、柿の一大産地である本地区の振興を願うと共に事業の推進にご尽力された関係者への感謝が述べられました。



うえだ
近畿農政局 農村振興部 植田部長

奈良県 食と農の振興部 乾部長の祝辞では、「本事業が完了することにより農業用水が安定して利用できることについて、関係者一同感謝しております。五条吉野地区が引き続き、奈良県農業を牽引していくことをお願いします。」と関係者への謝意が述べられました。



いぬい
奈良県 食と農の振興部 乾部長

下市町 杵本町長(事業推進協議会 会長)より、「本事業の完了により施設機能の更新が一体的に行われたことで、施設の長寿命化が図られ、農業用水を安定して供給でき、引き続き柿を主要作物とした農業経営を行うことができます。様々な課題がありますが関係者の皆様と協力しながら地区の農業について議論を進め、高品質の柿を生産していきたいと思ひます。」と柿産業の発展に期待が寄せられました。



すぎもと
下市町 杵本町長

五條市 平岡市長より、「五条吉野地区の補修事業は10年前からの課題でありましたが、本事業の完了を持ちまして、課題が解消されたこと、完了報告会が実施されることを大変うれしく思っております。市としても五条吉野地区の農業振興について、皆様と連携しながら全力で応援していきたいと思っておりますので、さらなる皆様の御支援、御協力をお願いいたします。」と長年の課題解決に対する謝意が述べられました。



ひらおか
五條市 平岡市長

南近畿土地改良調査管理事務所 大本所長からは、本事業の事業経過報告として実施経過や対象施設の整備内容について説明を行いました。

最後に、五条吉野土地改良区 寺本理事長より、「事業実施による農業用水の安定的な供給と維持管理の低減は、全国でも有数の柿の産地である五条吉野の発展にさらに大きく貢献するものであります。今後も一層の御支援、御協力をお願いします。」との謝辞が述べられ、農業用水利施設の重要性和将来に渡る地域貢献に寄与する期待が示されました。



てらもと
五条吉野土地改良区 寺本理事長



記念撮影

完了報告会で出席者の方々からの多くの祝辞、謝辞を賜ることができたこと、関係機関と五条吉野土地改良区の皆様の御理解、御協力があり、無事に事業完了を迎えることができたことを感謝し、今後も本地区が地域農業の振興に繋がりますことを願っております。

事務所トピックス 令和5年度近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 農業農村整備事業等優良工事等 表彰式

令和5年2月14日(水)近畿農政局及び南近畿土地改良事務所において農業農村整備事業等優良工事等表彰式が開催され、当事務所関係の工事2件が受賞となりましたので紹介いたします。

近畿農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の表彰について

工事 受注者 株式会社 鶴見製作所

件名 国営施設応急対策事業 五条吉野地区
一の木揚水機場(大容量)維持修繕工事

表彰理由 ポンプ軸封部更新整備にあたり、グランドパッキン劣化に起因する漏水量増加、錆誘発、塗装剥離、周辺設備の汚損等に対して、軸封部2個所に透明アクリルカバーの提案・設置により劣化防止・維持管理性の向上が図られたとともに、目視・分解確認に替えポンプ振動診断を提案(将来データと比較が可能)、実施により長寿命化指標が可能となった工事である。

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所所管 農業農村整備事業等優良工事等の表彰について

工事 受注者 日本エレクトロニクスシステムズ株式会社

件名 十津川紀の川直轄管理事業 津風呂ダム水管理設備更新工事

表彰理由 水管理設備は前回更新から15年経過し課題発生していたが、課題解決に向け、技術力を発揮し積極的に品質向上の提案を行い、発注者と協議し施工を進めた。
創意工夫としてヒューマンエラー防止を目的にVRゴーグル等を導入するなど安全衛生教育を積極的实施し事故災害0に努めた工事である。

お知らせ 世界農業遺産・日本農業遺産の募集

農林水産省は、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域を募集しています。

〈募集期間〉 令和6年1月23日(火)から6月19日(水)

〈募集対象〉 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域

詳細は下記専用サイトよりご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>



お問い合わせ

事務所HP <https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kokuei/minami-kinki>

近畿農政局

南近畿土地改良調査管理事務所

奈良県吉野郡大淀町下淵388-1

TEL: 0747(52)2791

大迫ダム管理所

奈良県吉野郡川上村北和田長屋峯615-5

TEL: 0746(54)0800

津風呂ダム管理所

奈良県吉野郡吉野町河原屋849-5

TEL: 0746(32)2335

